

入間市立保育所設置及び管理条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 _____保育所に所長その他必要な職員を置く。</p> <p>(開所時間及び保育時間)</p> <p>第6条 _____保育所の開所時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、市長は、この時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 _____保育所の保育時間は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による保育必要量の認定の区分に応じ、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、市長は、この時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 <u>入間市立黒須保育所を除く</u>保育所に所長その他必要な職員を置く。</p> <p>(開所時間及び保育時間)</p> <p>第6条 <u>入間市立黒須保育所を除く</u>保育所の開所時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、市長は、この時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>入間市立黒須保育所を除く</u>保育所の保育時間は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による保育必要量の認定の区分に応じ、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、市長は、この時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第8条 <u>市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、入間市立黒須保育所の管理を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p>第9条 <u>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>入間市立黒須保育所の運営に関する業務（市長又は入間市福祉事務所長の権限に属する事務を除く。）</u></p> <p>(2) <u>入間市立黒須保育所の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>入間市立黒須保育所の施設の環境整備に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p>

(入間市立黒須保育所の開所時間及び保育時間)

第10条 入間市立黒須保育所の開所時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、指定管理者は、市長の承認を得て、この時間を変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前7時から午後2時まで

2 入間市立黒須保育所の保育時間は、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による保育必要量の認定の区分に応じ、指定管理者が定める。

第11条～第13条 略

別表（第2条関係）

名称	位置	定員
入間市立豊岡保育所の項 略		
入間市立黒須保育所	入間市宮前町8番18号	90人
入間市立高倉保育所～入間市立西武中央保育所の項 略		

第8条～第10条 略

別表（第2条関係）

名称	位置	定員
入間市立豊岡保育所の項 略		
入間市立高倉保育所～入間市立西武中央保育所の項 略		